

▶ 第三期大野市環境基本計画（以下、「市第三期計画」）は、市内の温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画である「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねています。今回の改訂は、この「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に係る部分を改訂するものです。

## 改訂の背景

- ▶ 国県の2030年までの温室効果ガス（CO<sub>2</sub>等）削減目標の改定
  - 【国】地球温暖化対策計画（R3.10改定） **2013年度比 ▲26% ⇒ ▲46%**
  - 【県】福井県環境基本計画（R5.3改定） **2013年度比 ▲28% ⇒ ▲49%**
- ▶ 「大野市脱炭素ビジョン」（以下、「市脱炭素ビジョン」）を策定（R5.3）し、国目標（2050年達成）よりも早く、**2035年までにカーボンニュートラル**（※1）を達成する取組方針や削減目標、プロジェクトを設定
- ▶ 一方、市第三期計画（R3.3）は、国県の旧計画水準

**国県の新計画と水準を合わせつつ、市脱炭素ビジョンとの整合性を図ります。**

## 改訂の方針

- ①市第三期計画と市脱炭素ビジョンの関係性を明記
- ②市脱炭素ビジョンで整理した新たな課題を追記（併せて、数値などを時点修正）
- ③市脱炭素ビジョンに掲げる脱炭素プロジェクト（取組み）を追記
- ④市脱炭素ビジョンと同水準の数値目標に再設定

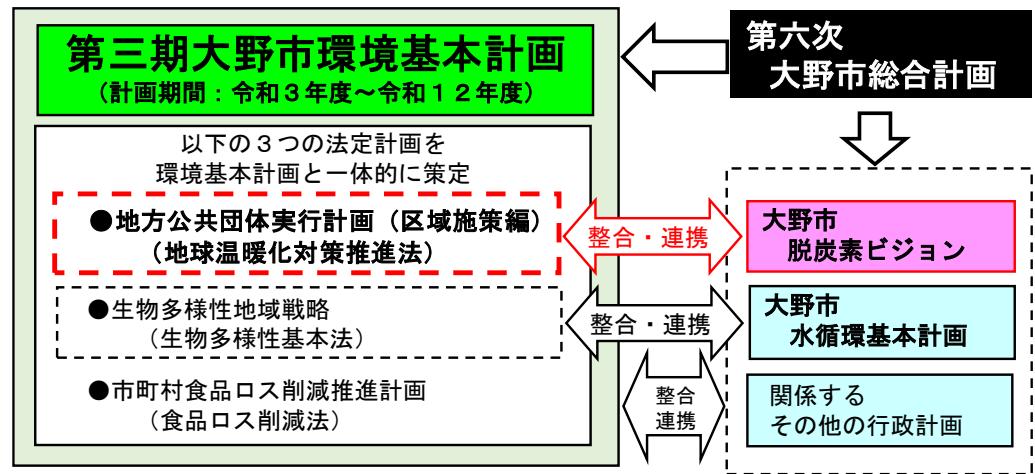
**《基本目標②》**

(現行) 低炭素社会 の実現	(改訂案) <b>脱炭素型社会 への移行</b>	2035年 <b>カーボンニュートラルを達成</b> させるため、省エネの取組みや再エネの利用などにより、 <b>脱炭素型</b> のライフスタイルや事業活動が定着した社会を目指します。
----------------------	---------------------------------	---

## ①両計画の関係性を明記（「第1章 基本的な考え方」の改訂）

市第三期計画（地方公共団体実行計画（区域施策編）」と市脱炭素ビジョンの関係性を明記します。

改訂後は、両計画で整合を図りつつ、連携して取組みを進めます。



## ②③新たな課題の整理と取組みの追記（「第3章 重点施策と主体別行動指針」の改訂）

新たな課題を整理したうえで、市脱炭素ビジョンに掲げる脱炭素プロジェクトのうち、市第三期計画にない取組みを追記します。

①「森林吸収源対策の推進」を重点施策に追加

課題① 「森林吸収源対策」を推進する必要がある	追加取組① <b>森林吸収源対策の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「伐って、使って、植えて、育てる」木質資源の循環利用を推進</li> <li>✓ 民間や公共建築物の木造化・木質化、木材利用を促進</li> <li>✓ 新しい担い手の確保や人材育成を推進</li> <li>✓ 森林や木に触れる体験活動など、森林環境教育や木育イベントを推進</li> </ul>
----------------------------	---

②市脱炭素ビジョンにあって市第三期計画にない取組みの追加

課題② 部門を超え総合的に取り組む必要がある	追加取組② <b>脱炭素推進会議など関係者との連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市民や地域、事業者、金融機関、大学、専門機関などと連携し、部門を超えた総合的な取組みを推進</li> <li>✓ 仲間づくりとネットワーク化を推進</li> </ul>
課題③ 「再エネの地産地消（※2）」を進める必要がある	追加取組③ <b>再エネの地産地消の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中小水力発電設備を導入促進し、その電力の市内利活用を検討</li> <li>✓ 卒FIT電力（※3）やオフサイト型（※4）PPA（※5）など再エネの地産地消スキームを検討</li> <li>✓ もみ殻等未利用バイオマスの利活用を検討</li> </ul>

## ④数値目標の再設定（「第3章 重点施策と主体別行動指針」の改訂）

市脱炭素ビジョンと同水準の数値目標に再設定します。

<改定前>		<改定案>		<改定前>		<改定案>		<改定前>		<改定案>	
大野市内の温室効果ガス排出量 (CO <sub>2</sub> 換算)		大野市内の温室効果ガス <b>実質</b> 排出量 (CO <sub>2</sub> 換算)		大野市の事務事業におけるエネルギー使用量 (原油換算)		大野市の事務事業におけるエネルギー使用量 (原油換算)		新規追加		再生可能エネルギーの新規導入量	
基準値 (H29年度)	最終目標値 (R12年度)	基準値 (R2年度)	最終目標値 (R12年度)	基準値 (R元年度)	最終目標値 (R12年度)	基準値 (R元年度)	最終目標値 (R12年度)	基準値 (R元年度)	最終目標値 (R12年度)	基準値 (R2年度)	最終目標値 (R12年度)
3 2 1 千t-CO <sub>2</sub>	2 3 1 千t-CO <sub>2</sub>	7 1 千t-CO <sub>2</sub>	2 5 千t-CO <sub>2</sub>	4, 5 5 4 kℓ	4, 3 2 6 kℓ	4, 5 5 4 kℓ	2, 7 8 0 kℓ			—	3. 4 千kW

※1) カーボンニュートラル：工場や家庭、自動車から出るCO<sub>2</sub>の量から、森林による吸収量を差し引いた合計をゼロにすること／ ※2) 再エネの地産地消：水力やバイオマス、太陽光発電など市内で作った再生可能エネルギー由来の電力を市内で使うこと／ ※3) 卒FIT電力：再エネにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度（FIT制度）に基づく買取期間が終了した電力／ ※4) オフサイト型：電力を使う場所から離れた場所に再エネ発電設備を設置し、電力を供給する形式／ ※5) PPA：発電事業者が、需要家（家庭や工場）の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み